国際ロータリー第 2620 地区 藤枝ロータリークラブ 会報 2017 年 9 月 13 日 (水) No. 9



FUJIEDA ROTARY CLUB

藤枝ロータリークラブ会報



例 会:毎週水曜日小杉苑 藤枝市青木2-35-30 事務局:藤枝市青木1-11-10

TEL:054-641-3321 TEL:054-647-2300

FAX:054-647-2040 E-mail: club1972@fujieda-rotary.org

会 長:大長 昭子 副会長:島村 武慶 幹事:大塚 高弘 副幹事:玉木 潤一郎

2017-2018年度 RIテーマ ロータリー: 変化をもたらす

♪ソング…我等の生業

♪ソングリーダー鈴木 透君

第2199回

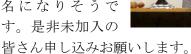
通常例会/小杉苑

■ 会 長 報 告

大長 昭子君

7 月のガバナー 訪問で約束したロ ータリーカード申 込について会長・

込について会長・ 幹事加入予定が 4 名になりそうで す。是非未加入の



次年度村松ガバナー補佐の事務局体制等が理事会で承認されました。村松会員より発表していただきます。村松会員より事務局、大塚博己会員、会計、平和則会員、IM実行委員長、石垣善康会員に決定した旨報告。

福祉の話

今年 4 月から社会福祉法が改正され、社会福祉法人を運営する理事会、評議委員会の位置づけが変わりました。

今まで理事会が最高決定機関だったのが評議 委員会へ、理事会は単に執行機関とその役割が 逆転しました。

評議員は、法人と利害関係のない委員で構成され、理事会で選任された理事長は、法人の代表として法人全体の事業の統括することになります。

運営の結果発生する収支差額は、福祉活動・社会貢献に使われますが、国は、生活困窮者(生活保護受給者)自立支援制度と称し社会福祉法人に出資させようとしています。憲法25条、生存権の保証に関わることは本来国がやるべきことだと思っています。

この後クラブ危機管理研修があります。 地区危機管理委員会、副委員長である清水ロー タリークラブの渡辺芳一様にお話をしていただ きます。

■ 理 事 会 報 告

大塚 高引君

- ・10・11 月プログラムについて、10 月 4 日静岡 産業大学 ハムザ―君卓話 11 月 22 日順心 高校 IA 生徒さん5~6 人ご招待で承認されました。
- ・2016-17年度決算報告書・修正予算書について、 今年度より決算報告終了後、修正予算をクラブ 計画書に差し込みして行く事で承認されました。
- ・地区大会について、全員登録41名(年度初め報告人数)登録料クラブ負担で承認されました。
- ・9/13 外卓(危機管理研修)について、承認されました。
- ・9/20 早朝例会(ポリオデー)について、集合 場所は藤枝駅南口で承認されました。
- ・早朝例会(蓮華寺) について、10月11日蓮華寺 池公園 郷土博物館前に6:15集合で承認され ました。
- ・インターアクト指導者講習会について、順心高校 IA 顧問の曽根先生より指導者講習会のご案内の 確認がありました。
- ・ガバナー補佐事務局について、大塚博巳事務局長・ 平和則副事務長兼会計・石垣 IM 実行委員長の 報告があり承認されました。
- ・会員増強委委員会より、新会員推薦者について 報告がありました。継続審議になりました。
- ・台湾米山学友会 学校交換会について、台湾米山 学友会より、2月に小学生の交換留学のお話しが ありましたが、日本の小学校は公立ということ、 2月の寒い時期ということもあり、お断りしま したという報告でした。
- ・財団 50 周年祝賀会について、不参加で承認されました。
- ・藤枝市民ゴルフ大会ご協賛について、今年も広告 協賛で承認されました。
- ・藤枝ロータリークラブ旗争奪少年剣道大会に ついて、会長・幹事・青少年委員長の参加で 承認されました。
- ・9月10月事務局休暇のお知らせについて、承認 されました。MU表に記載します。

本日のホームクラブ 出席者		前回の補正出席者	
35/42 83.33%		38/42	90.48%

(1)欠席者(事前連絡とメークアップをどうぞ)○青島鉄君 ○大杉君 ○島村君 ○鈴木舜君○竹田君 ○玉木君 ○仲田晃君

■ビジター

渡邊 芳一君 (清水中央)

■ スマイルBOX

仲田 廣志君

- ・本日は、危機管理研修にお招きいただきありが とうございます。 渡邊 芳一君(清水中央RC)
- ・渡邊芳一様、お越し頂きありがとうございました。大長 昭子君

スマイル累計額 41,000円

■ 外部卓話

クラブ・危機管理研修 渡邊 芳一君 (清水中央)



皆さんは「地区認定」という言葉を聞いた事が 有るでしょうか?

実は、RI(国際ロータリー)の地区認定が 無いと、現在は青少年交換を行うことができ ません。

RIの「青少年交換認定更新書式」では、ロータリー章典に定められた下記の要件にプログラムが遵守していることを、地区が毎年同意する必要があります。

- ①各地区に危機管理委員会があること。(危機 管理規定が規定されていること)
- ②虐待とハラスメント (嫌がらせ) の防止に関する方針があること
- ③性的虐待及びハラスメントの申し立てと 報告に関する指針があること
- ④青少年ボランティア誓約書(無犯罪者証明の 代わり)と損害賠償保険に加入すること (現在は全国34地区が一体で、法人RIJ YECとして賠償保険に加入)

さて、これほどまでに厳しい条件をRIは、なぜ 地区ロータリーに要求してくるのでしょうか? また、2016年には「青少年保護ガイド」が発表 され、青少年奉仕プログラム全体に、この認定の 要求の枠が広がっております。

危機管理上は、ロータリーの奉仕活動に参加する青少年が、被害者になることもあれば、加害者になることもあります。また大震災などの自然災害やテロなどの事故に巻き込まれる可能性もあります。ロータリー(RIも含む)が損害賠償の対象となり、訴えられる事例も現実にはあります。

R I が要求する危機管理の底辺にあるのは、「新世代 (青少年) 奉仕に参加する学生を守る」「ボランティア (ロータリークラブを含む) を結果として守る」ことにあります。

クラブ青少年奉仕活動におきましては、想定 される危機にしっかりと準備して、万が一事故が 起こった場合でも迅速に対応できるようにして おく必要があります。

青少年から被害の申告等が有った場合には、ロータリーの「ゼロ容認方針」にしたがい、直ちに「地区危機管理委員会へ報告」頂き、72時間以内に、RIへ届け出る義務があります。

青少年奉仕プログラムは、未来を担う子供たちを応援して、私たちの将来を支える本当に素晴らしい活動であると考えます。世界中に友情と信頼でつながるロータリーだから出来るプログラムであるといえます。

今後とも、地区青少年奉仕委員会、地区危機管理 委員会をご利用いただき、安全で成果ある青少年 奉仕活動に取り組んでいただけましたら幸いです。



(担当/村松繁君)